

秋田県公報

目 次

教育委員会規則

○秋田県教育委員会統計調査規則（六・教育庁総務課）	1
○教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（七・教育庁総務課）	4
○教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則（八・義務教育課）	4
○秋田県社会教育アドバイザー規則の一部を改正する等の規則（九・生涯学習課）	18

教育委員会規則

秋田県教育委員会統計調査規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県教育委員会統計調査規則

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県統計調査条例（平成二十一年秋田県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（県基幹統計調査の内容の変更又は中止）

第三条 教育委員会は、災害その他やむを得ない理由があると認められたときは、条例第三条第二項の規定により告示した内容を変更し、又は県基幹統計調査を中止することがある。

2 教育委員会は、前項の規定により告示した内容を変更し、又は県基幹統計調査を中止したときは、速やかにその旨を告示するものとする。

（県基幹統計調査であること等の明示）

第四条 教育委員会は、条例第四条第一項の規定により県基幹統計調査について報告を求めるときは、当該報告を求める者に対し、当該調査が県基幹統計調査である旨並びに当該調査について条例第四条及び第六条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票への記載その他の適切な方法により、明示するものとする。

（身分証明書）

第五条 条例第五条第一項に規定する統計調査員の身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

第六条 条例第六条第二項の身分を示す証明書は、様式第二号によるものとする。

（調査票情報の提供を受けることができる者）

第七条 条例第十一条第一号の規則で定める者は、議会、会計検査院、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項に規定する独立行政法人等、県以外の者が設立した地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

第八条 条例第十一条第二号で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等とする。

- 一 他の実施機関、行政機関、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人又は前条に規定する者（次号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

(表面)

第	号	統計調査員証	
30 ミ リ メ ー ト ル	写真	県統計調査の名称	
		氏 名	
		任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
		上記の者は、秋田県統計調査条例第5条第1項に規定する統計調査員であることを証明します。	
	24ミリメートル		
	年 月 日交付	秋田県教育委員会	

(裏面)

注 意 事 項	
1	秋田県統計調査条例第5条第2項の規定により県統計調査の実施に関する事務に従事する際は、必ず本証を携帯すること。
2	関係人の請求があったときは、本証を提示すること。
3	本証の記載事項に変更があったときは、直ちに書換えを受けること。
4	本証を紛失したときは、直ちに教育委員会に届け出ること。
5	本証を貸与し、譲渡し、又は変換してはならない。
6	任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに本証を教育委員会に返還すること。
秋田県統計調査条例抜粋	
(統計調査員)	
第5条 実施機関は、県統計調査を行うため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。	
2	統計調査員は、実施機関の指揮監督を受け、調査票の配布、収集その他県統計調査の実施に関する事務に従事する。

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

様式第2号 (第6条関係)

(表面)

第 号	立入検査証	
<p>30 ミ リ メ ー ト ル</p> <p>写 真</p> <p>24ミリメートル</p>	<p>県基幹統計調査の名称</p> <p>職名及び氏名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者は、秋田県統計調査条例第6条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明します。</p> <p>有効期限 年 月 日</p>	
	<p>年 月 日交付</p>	<p>秋田県教育委員会 </p>

(裏面)

秋田県統計調査条例抜粋

(立入検査等)

第6条 実施機関は、その行う県基幹統計調査の正確な報告を求めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

秋田県教育委員会規則第七号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「第三條第二項及び第三項」を「第三條第三項及び第四項」に改める。

第十三條の二第二項中「第三條第二項及び第三項」を「第三條第三項及び第四項」に改め、「と、第九條第二項」の下に「中

「前項に定める」とあり、「を」を加え、「第三條第二項中「前項」を「第三條第三項中「前二項」に改め、同條第三項中「第三條第二項」を「第三條第三項」に改める。

第十三條の三第一項中「条例第三條」を「条例第三條第一項」に改める。

第十六條第二項中「第三條第二項及び第三項」を「第三條第三項及び第四項」に改める。

第十八條の三第二項中「第三條第二項及び第三項」を「第三條第三項及び第四項」に改め、「と、第十五條第二項」の下に「中

「前項に定める」とあり、「を」を加え、「第三條第二項中「前項」を「第三條第三項中「前二項」に改め、同條第三項中「第三條第二項」を「第三條第三項」に改める。

第二十四條第二項中「第三條第二項及び第三項」を「第三條第三項及び第四項」に改める。

第三十七條の五中「第三條第二項及び第三項」を「第三條第三項及び第四項」に、「入館料又は特別展示室入場料」を「入場料」に改める。

第四十一條、第四十三條の五、第四十六條及び第五十三條中「第三條第二項及び第三項」を「第三條第三項及び第四項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十七條の五の改正規定(「第三條第二項及び第三項」を「第三條第三項及び第四項」に改める部分を除く。)は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

秋田県教育委員会規則第八号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則(平成元年秋田県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号。以下「法」という。)の施行については、教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号。以下「施行法」という。)

教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「施行規則」という。)及び免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。)

に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条中「教育職員免許状授与申請書」を「教育職員免許状授与等申請書」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同条第三号(二)中「又は免許状授与証明書」を「免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)の次に次のように加える。

(六) 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第二条第四号中「教育委員会」を「県教育委員会」に改める。

第三条第一項中「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同項第五号(二)中「又は免許状授与証明書」を「免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類」に改め、同号(八)を同号(九)とし、同号(七)中「教育職員臨時免許状授与申請書」を「教育職員臨時免許状授与等申請書」に改め、同号(八)とし、同号(六)の次に次のように加える。

(七) 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第三条第一項第六号中「教育委員会」を「県教育委員会」に改める。

第十四條中「教育長」を「県教育長」に改め、同條を第二十四條とする。

第十三條中「及び第十一條第四項」を「、第十一條第四項及び改正法附則第二條第五項」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同條を第二十三條とする。

第十二條中「様式第十五号」を「様式第二十二号」に、「様式第十六号」を「様式第二十三号」に改め、同條を第二十二條とする。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三條の改正規定(「及び第十一條第四項」を「、第十一條第四項及び改正法附則第二條第五項」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同條を第二十三條とする。)は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

平成二十一年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

秋田県教育委員会規則第九号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

第十一条中「様式第十四号」を「様式第二十一号」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同條を第二十一條とする。

第十條中「様式第十三号」を「様式第二十号」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同條を第二十條とする。

第九條中「雇用した者は」を「雇用しようとする者は」に、「様式第十二号」を「様式第十九号」に、「雇用した者の」を「雇用しようとする者の」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同條を第十九條とする。

第八條を第十八條とする。

第七條第六項を削り、同條を第十四條とし、同條の次に次の三條を加える。

(免許状更新講習を受講できる者)

第十五條 更新講習規則第九條第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育委員会又は県内の市町村教育委員会(以下「教育委員会」と総称する。)の教育長(教育職員として任命され、又は雇用されたことがある者に限る。次條第一項第一号及び第十七條第一項第一号において同じ。)

二 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会において指導主事、社会教育主事又は管理主事となつてゐるもの

三 前二号に掲げる者のほか、県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会の職員となつてゐるものうち、県教育委員会の教育長(以下「県教育長」という。)が別に定めるもの

2 更新講習規則第九條第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き国、地方公共団体、国立大学法人秋田大学、公立大学法人秋田県立大学、公立大学法人国際教養大学又は独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となつてゐるものうち、県教育長が別に定めるもの

二 県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三條に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)の理事(教育職員として任命され、又は雇用されたことがある者に限る。以下同じ。)

(更新講習修了確認を受けなければならない者)

第十六條 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。)附則第三條第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五條の改正規定(「及び第十一條第四項」を「、第十一條第四項及び改正法附則第二條第五項」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同條を第二十三條とする。)は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

秋田県教育委員会規則第十号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

者とする。

- 一 教育委員会の教育長
- 二 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会において指導主事、社会教育主事又は管理主事となつてゐるもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会の職員となつてゐるものうち、県教育長が別に定めるもの

2 改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体又は国立大学法人秋田大学の職員となつてゐるものうち、県教育長が別に定めるもの
- 二 学校法人の理事

(免許状更新講習を受ける必要がない者)

第十七条 施行規則第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十五条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 教育委員会の教育長
- 二 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会において指導主事、社会教育主事又は管理主事となつてゐるもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会の職員となつてゐるものうち、県教育長が別に定めるもの

2 施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き国、地方公共団体、国立大学法人秋田大学、公立大学法人秋田県立大学、公立大学法人国際教養大学又は独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となつてゐるものうち、県教育長が別に定めるもの
- 二 学校法人の理事

3 施行規則第六十一条の四第五号及び改正省令附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げる表彰であつて、当該表彰の日が、普通免許状若しくは特別免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年の期間内にあるものとする。

- 一 優秀教員に対する文部科学大臣表彰
 - 二 秋田県教育委員会表彰規則(昭和二十八年秋田県教育委員会規則第十二号)第二条第一号に該当する個人に対する表彰
- 4 改正省令附則第十条第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体又は国立大学法人秋田大学の職員となつてゐるものうち、県教育長が別に定めるもの
 - 二 学校法人の理事

第六条第一項中「様式第十号」を「様式第十七号」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同条第二項中「様式第十一号」を「様式第十八号」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同条を第十三条とする。

第五条中「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の六条を加える。

第七條 免許状更新講習の課程を修了した者が、法第九条の二第一項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとするときは、教育職員免許状有効期間更新申請書(講習修了者用)(様式第十号)に次の書類を添えて県教育委員会に願ひ出なければならぬ。

- 一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
- 二 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類
- 三 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本
- 四 その他県教育委員会が必要と認める書類

2 施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者が、法第九条の二第一項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとするときは、教育職員免許状有効期間更新申請書(講習免除者用)(様式第十一号)に次の書類を添えて県教育委員会に願ひ出なければならぬ。

- 一 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類
- 二 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本
- 三 その他県教育委員会が必要と認める書類

(有効期間の延長の申請)

第八條 法第九条の二第五項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、教育職員免許状

有効期間延長申請書(様式第十二号)に次の書類を添えて県教育委員会に願ひ出なければならぬ。

- 一 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類
 - 二 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本
 - 三 その他県教育委員会が必要と認める書類
- (更新講習修了確認の申請)

第九條 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。)附則第二条第二項の規定により免許状更新講習の課程を修了したことの確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書(様式第十三号)に次の書類を添えて県教育委員会に願ひ出なければならぬ。

- 一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
- 二 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類
- 三 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本
- 四 その他県教育委員会が必要と認める書類

(免許状更新講習修了後の期間確認の申請)

第十條 改正法附則第二条第三項第三号の規定により免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることとの確認を受けようとする者は、免許状更新講習修了後の期間確認申請書(様式第十四号)に次の書類を添えて県教育委員会に願ひ出なければならぬ。

- 一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
- 二 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類
- 三 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本
- 四 その他県教育委員会が必要と認める書類

(修了確認期限の延期の申請)

第十一條 改正法附則第二条第四項の規定により修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限延期申請書(様式第十五号)に次の書類を添えて県教育委員会に願ひ出なければならぬ。

- 一 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類
- 二 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本

様式第5号 人物に関する証明書(第3条関係)

(A4判)

人物に関する証明書

氏 名

年 月 日生

項 目	所 見
性 格	
指 導 力	
研 究 心	
社 会 性	
教職員としての適格性	
そ の 他	

上記のとおり証明します。

年 月 日

証明者



様式第6号 身体に関する証明書(第3条関係)

(A4判)

身体に関する証明書

氏 名

年 月 日生

項 目	状 況	
身 長	cm	
体 重	kg	
視 力 (矯 正)	右 ()	左 ()
聴 力	右	左
疾 病 の 状 況		
その他特記すべき事項		

上記のとおり証明します。

年 月 日

証明者



様式第7号 実務に関する証明書(第3条、第6条関係)

(A4判)

実務に関する証明書

氏 名

年 月 日生

勤 務 期 間 (ア)	期 間			年 月 数	勤務校(学部等)	職 名	担当教科等
	年	月	日から 日まで	年 月			
	年	月	日から 日まで	年 月			
	年	月	日から 日まで	年 月			
	年	月	日から 日まで	年 月			
休 職 等 の 期 間 (イ)	期 間			年 月 数	事 由		
	年	月	日から 日まで	年 月			
	年	月	日から 日まで	年 月			
	年	月	日から 日まで	年 月			
良好な成績で勤務した年月数(ア-イ)					年 月		
勤 務 状 況							

上記のとおり証明します。

年 月 日

証明者



「教育職員臨時免許状授与申請書（第3条関係）
 様式第八号中
 「教育職員臨時免許状授与等申請書（第3条関係）
 (A4判)
 「殿」や「様」に「の授与」や「の授与等」に「を授与して
 くださるよう」や「の授与（新教育領域の追加の定め）を」に
 加へる。
 様式第九号中
 「教育職員免許状交付申請書（第5条関係）
 「教育職員免許状交付申
 請書（第6条関係）
 (A4判)
 「殿」や「様」に「氏 名
 「ふりがな
 氏 名
 を交付してくださるよう関係書類を添えて」や「免許状の交付
 を」に「1 免許状の種類」や「1 免許状の種類
 教諭 免許状」に加へる。
 様式第十六号中「第十二条」を「第二十二條」に
 「
 (A4判) に改め、同様式を様式第二十三号と
 割印

「
 様式第十五号中「第十二条」を「第二十二條」に
 「
 (A4判) 「授与条件」を「授与条件
 を
 年 月 日」に「昭和三十九年」を「昭和三十九年」に
 様式第十四号中
 「教育職員免許状授与証明書交付申請書（第
 11条関係）
 「教育職員免許状授
 与証明書交付申請書（第21条関係）
 (A4判)
 「氏 名
 「ふりがな
 氏 名
 を」に「昭和三十九年」を「昭和三十九年」に
 様式第十三号中
 「免許教科以外の教科担任許可申請書（第10
 条関係）
 「免許教科以外の教
 割印

科担任許可申請書（第20条関係）
 (A4判)
 「許可してくださるよう」や「許可を」に「昭和三十九年」を「昭和三十九年」に
 様式第十二号中「第9条」や「第19条」に「したので、関係
 書類を添えて」や「したいので、」に「した者」や「しよう
 とする者」に「昭和三十九年」を「昭和三十九年」に
 様式第十一号中
 「教育職員免許状再交付申請書（第6条関係）
 「教育職員免許状再
 交付申請書（第13条関係）
 (A4判)
 「氏 名
 「ふりがな
 氏 名
 を」に「昭和三十九年」を「昭和三十九年」に
 様式第十号中
 「再交付して下さるよう関係書類を添
 えて」や「再交付を」に「昭和三十九年」を「昭和三十九年」に
 「教育職員免許状書換え申請書（第6条関係）
 様式第九号中
 「教育職員免許状書換
 え申請書（第13条関係）
 (A4判)
 「殿」や「様」に「氏 名
 「ふりがな
 氏 名
 を」に「昭和三十九年」を「昭和三十九年」に
 様式第八号中
 「を書き換えてく
 ださいよう関係書類を添えて」や「の書換えを」に「昭和三十九年」を「昭和三十九年」に
 様式第七号中

様式第10号 教育職員免許状有効期間更新申請書（講習修了者用）（第7条関係）

(A4判)

様式第九号の次に次の七様式を加える。

年 月 日

秋田県教育委員会 様

本 籍
現 住 所
所 属
職
ふりがな
氏 名

年 月 日生

教育職員免許状の有効期間の更新について（申請）

免許状更新講習の課程を修了したので、免許状の有効期間の更新を申請します。

有効期間を更新する免許状

種類（教科等）	授与年月日	授与権者	番 号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

様式第11号 教育職員免許状有効期間更新申請書（講習免除者用）（第7条関係）

(A4判)

年 月 日

秋田県教育委員会 様

本 籍

現 住 所

所 属

職

ふりがな

氏 名

印

年 月 日生

教育職員免許状の有効期間の更新について（申請）

次の事由により、免許状の有効期間の更新を申請します。

1 免除事由

2 有効期間を更新する免許状

種類（教科等）	授与年月日	授与権者	番 号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

上記の免除事由は事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者

印

様式第12号 教育職員免許状有効期間延長申請書 (第8条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県教育委員会 様

本 籍

現 住 所

所 属

職

ふりがな

氏 名

㊟

年 月 日生

教育職員免許状の有効期間の延長について (申請)

次の事由により、免許状の有効期間の延長を申請します。

1 延長事由

年 月 日～ 年 月 日

2 有効期間を延長する免許状

種類 (教科等)	授与年月日	授与権者	番 号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

3 延長前の有効期間の満了の日 年 月 日

4 延長後の有効期間の満了の日 年 月 日

上記の延長事由は事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者



様式第13号 更新講習修了確認申請書 (第9条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県教育委員会 様

本 籍

現 住 所

所 属

職

ふりがな

氏 名

Ⓜ

年 月 日生

更新講習修了確認について (申請)

免許状更新講習の課程を修了したので、更新講習修了確認を申請します。

有する免許状

種類 (教科等)	授与年月日	授与権者	番 号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

様式第14号 免許状更新講習修了後の期間確認申請書 (第10条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県教育委員会 様

本 籍

現 住 所

所 属

職

ふりがな

氏 名

Ⓜ

年 月 日生

免許状更新講習修了後の期間の確認について (申請)

免許状更新講習の課程を修了したので、修了後文部科学省令で定める期間内にあることの確認を申請します。

有する免許状

種類 (教科等)	授与年月日	授与権者	番 号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

様式第15号 修了確認期限延期申請書 (第11条関係)

(A4判)

秋田県教育委員会 様	年 月 日 本 籍 現 住 所 所 属 職 ふりがな 氏 名																																								
◎ 年 月 日生																																									
修了確認期限の延期について (申請)																																									
次の事由により、修了確認期限の延期を申請します。																																									
1 延期事由																																									
年 月 日～ 年 月 日																																									
2 有する免許状																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類 (教科等)</th> <th style="width: 15%;">授与年月日</th> <th style="width: 15%;">授与権者</th> <th style="width: 15%;">番 号</th> <th style="width: 15%;">免許状に記載の氏名</th> <th style="width: 15%;">免許状に記載の本籍地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>年 月 日</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>年 月 日</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>年 月 日</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>年 月 日</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>年 月 日</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>						種類 (教科等)	授与年月日	授与権者	番 号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地		年 月 日						年 月 日						年 月 日						年 月 日						年 月 日				
種類 (教科等)	授与年月日	授与権者	番 号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地																																				
	年 月 日																																								
	年 月 日																																								
	年 月 日																																								
	年 月 日																																								
	年 月 日																																								
3 延期前の修了確認期限 年 月 日																																									
4 延期後の修了確認期限 年 月 日																																									
上記の延期事由は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日																																									
証明者 印																																									

様式第16号 免許状更新講習免除申請書 (第12条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県教育委員会 様

本 籍
現 住 所
所 属
職
ふりがな
氏 名

㊟

年 月 日生

免許状更新講習を受ける必要がない者の認定について (申請)

次の事由により、免許状更新講習を受ける必要がない者の認定を申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

種類 (教科等)	授与年月日	授与権者	番 号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

上記の免除事由は事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者

印

- 附 則**
- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
 - 2 この規則による改正前の教育職員免許法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県社会教育アドバイザー規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第九号

秋田県社会教育アドバイザー規則の一部を改正する等の規則

(秋田県社会教育アドバイザー規則の一部改正)

第一条 秋田県社会教育アドバイザー規則(平成三年秋田県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び教育事務所出張所」を「又は生涯学習センター」に改め、「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

- 一 社会教育活動並びに家庭教育の支援に係る指導及び助言に関すること。
 - 二 社会教育活動の促進及び家庭教育の支援に関すること。
 - 三 社会教育及び家庭教育に係る関係機関、関係団体等の相互の提携及び連絡に関すること。
 - 四 社会教育及び家庭教育に係る学習活動の情報の収集及び提供に関すること。
 - 五 学校及び地域住民その他の関係者が協力して行う教育活動に係る助言に関すること。
 - 六 その他社会教育施策及び家庭教育に係る施策の推進に関すること。
- (女性教育アドバイザー設置規則及び家庭教育アドバイザー設置規則の廃止)
- 第二条** 次に掲げる規則は、廃止する。
- 一 女性教育アドバイザー設置規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第七号)
 - 二 家庭教育アドバイザー設置規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第一号)
- 附 則**
- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五
 E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄